

### <具体策>

- ・「学校安全対策基本法」を制定し、防災・減災の観点からも、学校の安全・安心について施設・人的配置を含めた総合的な政策を確立すること。
- ・環境整備、給食調理、農場、介助、船舶などに従事する現業職員を、学校保健安全法の附帯決議に盛りこまれた「専ら学校安全に従事するもの」(以下、「学校安全に関する専門職員」として法的に位置づけ、学校安全のための人的な配置を確保すること。
- ・建材等含有アスベスト製品の取り扱い等について、早急に対応をはかること。
- ・学校に保管されているPCBを早期に撤去し適切な処理を行うこと。
- ・安全な学校給食を確保するため、早期に学校給食衛生管理基準を達成すること。
- ・「学校安全に関する専門職員」については、職務能力を向上させるために必要な研修の機会を保障すること。また、その職にふさわしい処遇を確保すること。
- ・労働安全衛生法にもとづく施設改善等をはかること。

## 13) 栄養教職員

### <政策目的>

- 安全で安心できる学校給食を提供できるよう体制を整備する。
- 学校給食を活用した食教育を充実させる。
- 栄養教職員の労働条件・環境を改善し、食教育の推進・学校給食の改善にとりくむ。

### <具体策>

- ・学校給食の安全性を確保するため、食材および調理後の放射性物質検査を実施し、情報を公開すること。
- ・学校給食における「食物アレルギーの対応」については、教委が責任をもって対応マニュアルを作成し、施設・設備の充実、人員の配置を行うこと。また、学校全体でとりくむ体制を整備すること。
- ・学校給食を活用した食に関する指導をすすめるため、栄養教職員を全校配置すること。また、栄養教職員をコーディネーターとして、全教職員が共通認識のもと食教育を行う体制をつくること。
- ・充実した食教育の実施に必要な時間を確保するため、学校間の兼務削減や職務内容の精選、適切な授業時数設定を行うこと。
- ・情報共有や実践交流等の研修制度の充実をはかるとともに、研修に参加しやすい体制づくりをすすめること。
- ・栄養職員の栄養教諭免許取得の条件整備を行い、任用替えを促進すること。任用替えについては選考を基本とすること。
- ・栄養教諭が病休や産休等を取得するために配置される代替者について、栄養教諭免許状を所持する教育職員が配置で

きるよう学校教育法等、関係法令の改正を行うこと。

## 14) 実習教員

### <政策目的>

- 実験実習教育のより一層の充実をはかるために「実験・実習」のプロパーである「実習教員」が意欲と誇りを持って働けるような制度を確立する。

### <具体策>

- ・理科及び特別支援学校に勤務する実習教員に教諭免許状取得を可能にする法改正等「実習助手」制度を改革すること。
- ・当面、各都道府県段階において呼称・補職名として「実習教諭」などを用いるよう措置すること。
- ・職員会議への参加、校務分掌への位置づけ、教育活動領域の拡大、授業時間の明定など、実習教員の意欲と教育力量が十分発揮できるよう条件整備をはかること。
- ・各都道府県において教諭免許状取得(実習)のための単位認定講習を開催し、参加希望者に対する弾力的な運用と情報提供につとめること。
- ・実習教員を「本務外」職務の担当者として安易に採用しないこと。

## 15) 学校図書館職員

### <政策目的>

- 学校図書館教育の充実、専任、教育職2級、現職者移行の原則にもとづく専任司書教諭制度を確立する。

### <具体策>

- ・司書教諭の専任配置を法制化すること。
- ・教育の継続性や指導の観点などから学校司書の民間委託化を行わないこと。
- ・学校図書館予算を充実すること。
- ・「学校図書館図書整備等5か年計画」(17～21年度、2350億円の措置)を実効あるものとする。
- ・安心して学校図書館教育に専念できるよう、学校司書の待遇改善や教育条件整備をはかること。

## 16) 寄宿舎教員

### <政策目的>

- 寄宿舎を「通学保障の場」から「自立と社会参加を培う場」へ転換をはかる。

### <具体策>

- ・学校教育法に寄宿舎の設置目的として「生活教育」を位置づけること。
- ・子どもたちの健康と安全を保障できるように、寄宿舎指導員の定数改善を行うこと。
- ・障害者権利条約の理念にそって、設置されている特別支援学校以外の児童・生徒の受け入れが可能になるよう整備する